

『密教図像』投稿規定

- 1 投稿資格について、会員を原則とする。
- 2 論文は原則として未発表のものに限り、本文・註を含めて一篇一六〇〇〇字以内、挿図は一〇点以内を基準とし、表などの使用は必要最小限にとどめる。欧文は一文字を二分の一文字としてカウントする。
- 3 論文には一〇〇〇字程度の日本語要約を付ける。
- 4 一回の投稿は完結した一篇に限る。
- 5 投稿締切日は毎年二月末日とする（消印有効）。投稿先は、密教図像学会連絡先とする。
- 6 原稿の提出は、電子データによる提出を原則とする。手書き原稿で提出する場合は、四〇〇〇字または二〇〇字詰原稿用紙に清書すること。原稿は完全な形で提出する。提出後の内容変更や加筆は認められない。電子データの場合は、投稿者の責任において、事務局宛にメールで送信する。あるいは、CD等にデジタルデータを保存し、郵送する。いずれにおいても、印字原稿としてPDF形式のファイルもあわせて作成し、添付する。使用するソフトウェアは汎用的なものとする。電子データと印字原稿で文字の表記等が異なる場合、印字原稿を正本とする。
- 7 挿図用の写真は、画像データの場合、400dpi以上の解像度とすること。紙焼き写真の場合、原則としてキャビネ判程度の大きさとする。題名、説明文（キャプション）等は別ファイルあるいは別紙にまとめて明示する。
- 8 挿図に用いる写真の掲載許可については、投稿者が自らの責任において、日本における慣行に配慮しつつ、しかるべき手続きをとる。なお、許可に要する費用は投稿者負担とする。
- 9 挿図には、「執筆者撮影」等を含め、出典を明記する。
- 10 表などを掲載する場合、作成したソフトウェア（エクセル等）のファイルと、PDF形式のファイルの双方を提出する。
- 11 執筆者による校正は初校のみとする。校正はあくまで誤植訂正にとどめる。原文の増減変更は最小限にとどめる。
- 12 執筆者には、掲載誌二部・論文抜刷三〇部が学会負担で提供される。それ以上の部数については執筆者負担とする。
- 13 掲載の可否は査読を経て常任委員会において決定する。査読の規定は別に定める。
- 14 この規定に記されていない事項については、常任委員会が判断する。
- 15 原稿の郵送中や、その他の不測の事故については、常任委員会は責任を負わない。